

規定と会費細則の改定点 (rule-wg) 1994.3.18

現行と改定案を比較しやすいように、まだ条番号は変えてない。案が採択されたら、機械的に付け替える。

規定の改定

現行の条文

第7条 会員は毎年度本センター会員と会費に関する細則に定める年会費を所定の期日迄に納入しなければならない。

第8条 会員は会計年度の途中で入会を承認されたときでも、入会日より3か月以内にその年度の年会費を納めなければならない。ただし、会計年度内に納入するものとする。

第13条 会員が1年以上会費を滞納したとき、センター長は理事会の議決を経てその会員を除名することができる。

第31条 本センター各会議が第29条2項に定められる方法で開催された場合、議決方法は以下の通りとする。

1. 各会議の書面（電子メールを含む）に明記された議事は、回答数の過半数をもって決し、可否同数のときは責任者の決するところに従う。

第34条 理事会は運営委員を任免する。

第36条 本センターは運営委員の互選により運営委員長を選任する。

付 則

1. 本規程は平成5年4月9日から施行する。
2. 本規程施行についての細目は運営委員会の議決を得て別に定める。
3. 第21条に規定する当初の運営委員は本規程にかかわらず平成4年度の暫定JPNIC運営委員とする。

今回追加する条文

31A, 31B, 37A, 56A

本センター会費に関する細則

現行の条文

第1条 正会員の納める年会費は一口100,000円とし、正会員の区分とタイプによって口数を定める。

(第5条から削除)

2. 区分は前年度の3月1日現在の数を適用する。ただし、3月1日の時点で未加入の場合には加入時の数を適用する。

(第6条から削除)

4. タイプは前年度の3月1日現在のタイプを適用する。ただし、3月1日の時点で未加入の場合には加入時のタイプを適用する。

第7条 正会員の年会費口数は第5条、第6条の区分とタイプに応じて以下の表で定めるものとする。

7A, 7B 追加

第8条 正会員の登録できるJPNIC委員の数は以下の表の通りとする。

会費滞納については以下の明文化しておく必要があるか？

日本ネットワークインフォメーションセンター規程（案）

平成5年4月1日制定
平成5年4月9日改正
平成6年4月5日改正

第一章 総則

第1条 この規程は日本ネットワークインフォメーションセンター（Japan Network Information Center、通称 JPNIC（ジェイピーニック）、以下、本センターという）について必要な事項を定める。

第二章 目的および活動

第2条 本センターはコンピュータネットワークの発展に貢献し、コンピュータネットワークに関する者の便宜を図るために、コンピュータネットワークに關して国内外で必要となる登録管理業務および情報提供業務を行うことを目的とする。

第3条 本センターは前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 日本のコンピュータネットワークに対する共有資源の割り当ておよび管理。
2. 日本のコンピュータネットワークに関する情報の収集および管理。
3. 日本のコンピュータネットワークに関する情報の国内外への提供。
4. その他、目的達成に必要と認められる活動。

第三章 会員

第4条 本センターは本センターの会員によって運営される。

第5条 本センターの会員の種別は次の通りである。

1. 正会員
正会員は、ネットワーク運用規則が明らかになっているコンピュータネットワークとする。また、正会員は本センター会員と会費に関する細則に定める区分により分類される。
2. 賛助会員
本センターの目的に賛同し、その活動を賛助する団体および個人で賛助会費を収めるもの。うとするものは、本センター会員と会費に関する細則に定められる。手続を経て申込み理事会の承認を得なければならぬ。
3. 会員
会員にならぬ場合は、本センター会員と会費に関する細則に定める会費を所定の期日迄に納入しなければならない。
4. 会員
会員は会計年度の途中で入会を承認されたときでも、本センター会員と会費に関する細則に定める会費を入会日より3か月以内に納めなければならない。
5. 会員
既納の会費はいかなる理由があつてもこれを返還しない。
6. 会員
会員は本センターへの希望または意見を運営委員会に申し出てその審議を求めることができる。
7. 会員
会員は次の事由によってその資格を喪失する。
 1. 退会。
 2. 除名。
8. 会員
会員で退会しようとするものは本センター会員と会費に関する細則に定める手続を経なければならない。
9. 会員
会員が会費を滞納したとき、センター長は理事会の議決を経てその会員を除名することができる。
10. 会員
会員が本センターの名誉を傷つけ、または本センターの目的に反する行為をしたときは、センター長は理事会の議決を経てその会員を除名することができる。
11. 会員
正会員が第5条1項の要件を満たさなくなったことが判明したとき、センター長は理事会の議決を経てその会員を除名することができる。

第四章 役員、委員および職員

第16条 本センターには正会員からの代表としてJPNIC委員を置く。ただしJPNIC委員の登録方法は本センター会員と会費に関する細則によって定める。

第17条 本センターには以下の役員を置く。

1. 理事 7名。
2. 監事 2名。

第18条 本センター理事は総会における選挙によってJPNIC委員から選出される。ただし、選挙方法は本センター選挙に関する細則に定める。

第19条 本センター監事は総会における選挙によってJPNIC委員から選出される。

- ただし、選挙方法は本センター選挙に関する細則に定める。
- 第20条 本センターは理事の互選によってセンター長および副センター長を選任する。
- 第21条 本センターは理事会の任命によって10名以上20名以下の運営委員を置く。
- 第22条 本センターは本センター事務局に事務局長を置く。ただし事務局長は理事会が任免する。
- 第23条 センター長は本センターの事務を総括し、本センターを代表する。ただし事務に関する職務は事務局長がその職務を代行する。
- 第24条 センター長が職務遂行できないときは、副センター長がその職務を行ふ。
- 第25条 監事は次の職務を行う。
1. 本センターの会計の状況を監査する。
2. 理事の業務執行の状況を監査する。
3. 会計の状況または業務の執行に疑義があることを発見したときは総会で報告する。
- 第26条 本センターの役員の任期は2年とし、全数改選とする。ただし再選を妨げない。
- 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。
- 第27条 本センターは本センター事務局に有給の職員をおくことができる。

第五章 会議

第1節 会議

- 第28条 本センター議決機関として以下の3つの会議を置く。ただし、各会議の構成員、議決内容等は第2節以降に定める。
1. 理事会。
 2. 運営委員会。
 3. 総会。
- 第29条 本センター各会議の開催方法は以下の通りとする。ただし、総会における理事および監事の選挙は本センター選挙に関する細則に定めるものとする。
1. 責任者が構成員を招集して会議を開催し、議長をつとめる。
 2. 責任者が構成員宛の電子メールを含む)によって会議を開催する。
- 第30条 本センター各会議が第29条1項に定められる方法で開催された場合、議決方法は以下の通りとする。
1. 各会議は構成員の三分の一以上出席しなければ開くことができない。ただし、他の出席者は議事の進行に従う。
 2. ただ事項について議論する場合は、議事の過半数をもつて決議する。
- 第31条 本センターは以下の通りとする。
1. (正式投票) 各会議の責任者は投票期間および議事を明示したうえで書面(電子メールを含む)による投票開始宣言を行ない、会議の賛成をもつて決議する。責任者の票を加えて投票期間中は1週間以上3ヵ月以内に投票する。
 2. (簡易承認投票) 各会議の責任者は投票期間および承認案件を明示したうえで書面(電子メールを含む)による承認議事開始宣言を行なう。投票期間は1週間以上1ヵ月以内に投票する。
- 第31A条 第31条2項による簡易承認投票は、その後3ヵ月以内に第29条1項の方法によって開催される会議において追認を受けなければならぬ。この追認を受けられる見通しがない場合には、責任者は簡易承認投票を発議してはならない。
- 第31B条 各会議の構成員は、1週間にわたりて書面(電子メールを含む)による連絡が途絶えると予想される場合においては、会議の責任者が構成員の1年にわたって意見を述べることとする。通信途絶の届けの提出者が3分の1を超えた場合には第31条2項による簡易承認投票を行なうことはできない。

第2節 理事会

- 第32条 センター長は必要に応じ理事会を開催する。理事会の責任者はセンター長とする。ただし、理事会の構成員は理事とする。
- 第33条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第34条 理事会は運営委員を任免する。運営委員の任期は会計年度の終りまでとする。ただし次年度の再任を妨げない。^{任期満了後26年3月3日}
- 第35条 理事会は本規程内に別に定められるもののほか、本センターの運営に

おいて必要と認められる事項について議決する。

第3節 運営委員会

- 第36条 本センターは運営委員の互選により運営委員長および運営副委員長を選任する。
運営委員会の責任者は運営委員長とする。
第37条 運営委員長が職務遂行できないときは、運営副委員長がその職務を代行する。
第38条 運営委員長は必要に応じ運営委員会を開催する。ただし、運営委員会の構成員は運営委員とする。
第39条 役員は運営委員会に出席して意見を述べることができる。
第40条 運営委員会は本規程内に別に定められるものほか、次の事項を議決する。
1. 運営に関する規則の作成および改廃。
2. その他本センターの活動において必要と認められる事項。
第41条 運営委員会は次の事項を審議し理事会の承認を得なければならない。
1. 本センター細則の変更に関する事項。
2. 役員またはJPNIC委員により提出された議案。
第42条 運営委員会は次の事項を審議し理事会および総会の承認を得なければならない。
1. 本規程の改廃の立案。
2. 予算決算の立案。
第43条 運営委員会は、第40条、第41条、第42条に規定された事項を審議するため、必要に応じ部会を設けることができる。ただし、各部会については別途細則に定めるものとする。

第4節 総会

- 第44条 センタ長は必要に応じ総会を開催する。ただし、次に定める場合は一ヶ月以内にこび監事の任期満了時。
1. 理事会および監事の任期満了時。
2. 会計年度終了時。
第45条 総会の責任者はセンター長とする。
第46条 総会の構成員は、JPNIC委員とする。
第47条 賛助会員の代表者は総会において意見を述べることができる。
第48条 総会は次の事項を議決する。
1. 本規程の改廃の議決および承認。
2. 予算決算の議決および承認。
3. 理事および監事の選出。

第六章 事務局

- 第49条 本センターは予算の執行および本センター運営の円滑を図るため事務局を置く。
第50条 本センターは事務局を〒113 東京都文京区弥生2-11-16 東京大学大型計算機センター内に置く。
第51条 事務局の業務は本センター事務局に関する細則で定めるものとする。

第七章 会計

- 第52条 本センターの活動に要する費用は、会費から支弁する。
第53条 本センターの予算は毎会計年度の開始前に事務局長が編成し、運営委員会に提出しなければならない。また、運営委員会は予算案を作成し理事会および総会において承認を得なければならない。月以内に活動報告書とともに提出されれば承認は会計年度終了後3ヶ月以内に得なければならない。
第54条 本センターの決算は会計年度終了後3ヶ月以内に活動報告書とともに監事の意見を付して総会において承認を得なければならない。
第55条 収支予算で定めるときは、理事会の除くほか、新たに義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならぬ。
第56条 本センターの会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7A章 寄付受け入れ

- 第56A条 本センターに対する寄付受け入れの可否は理事会が決定する。

第八章 規程の変更ならびに解散

- 第57条 この規程は総会において、3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。
第58条 本センターの解散は総会において、4分の3以上の議決を経なければならぬ。

付 則

1. 本規程は平成6年4月5日から施行する。
2. 本規程施行についての細目は運営委員会の議決を得て別に定める。

本センター会員と会費に関する細則（案） (平成6年4月1日施行)

第一章 正會員

区分	参加組織数	主たる会員が個人である ネットワークの会員数		
		~	10,000	
1	~	10	10,000	
2	11	20	20,000	
3	21	30	30,000	
4	31	50	50,000	
5	51	70	70,000	
6	71	100	100,000	
7	101	200	200,000	
8	201	300	300,000	
9	301	500	500,000	
10	501	700	700,000	
11	701	1000	1,000,000	

第6条 正会員はネットワークの目的によりタイプA、タイプBの2種類に分類される。

3. タイプBはタイプA以外のネットワークとする。

(单位: 口)

区分	タイ	プ	A	タイ	プ	B	
1	2			1	0	5	
2	3			1	1	0	
3	4			2	2	5	
4	5			2	3	0	
5	6			3	3	5	
6	7			4	4	0	
7	8			4	4	5	
8	9			5	5	5	
9	0			5	5	0	
0	1			6	6	0	
1	1			前年度の			

第8条区分をもとにして以下の表の通りとする。

区分	JPNIC委員人数
1	1
2 ~ 3	2
4 ~ 6	3
7 ~ 8	4
9 ~ 11	5

第二章 贊助会员

5口以上とする。たゞ申込書に記入を要する事項は、会員登録の際に記入する事項と同様である。
第9条 第10条 第11条 第12条
会員登録の際に記入する事項と同様である。
会員登録の際に記入する事項と同様である。
会員登録の際に記入する事項と同様である。
会員登録の際に記入する事項と同様である。

付則

1. 本細則第6条2項でタインプBと分類された年度における会員タクの非営利団体が非営利する。適用する。
2. 当初理事会が発足するまでの間、平成5年度おいては、会員タクの非営利団体が非営利する。適用する。

運営委員会内規（案）

会費滞納の会員に対する対応は、運営委員会の公開議題として審議の上で、
理事会にはかる。